

## 融資期間延長（附則第7項・附則第9項）申請書及び確認書

※記載前に裏面の内容を確認するとともに、上記該当する項に○をすること。

私は、千葉県中小企業振興資金の以下の資金について、融資期間の延長をしたいので申請します。

なお、下記の記載事項については内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

法人名

代表者氏名

## I. 確認要件（附則第9項延長の場合のみ必要）

要件①及び要件②を確認しチェック欄に印を付けるとともに内容を記入すること。

## 1. 要件①（必須）

融資実行後6箇月を経過（チェック欄：□）

## 2. 要件②（以下の（1）～（3）いずれかに該当することが必要。）

## (1) 売上減少（チェック欄：□）

最近3箇月又は6箇月の売上が直近3箇年間のいずれかの同期と比較して3%以上減少

最近 か月の売上高A ( 年 月～ 年 月)	年同期の売上高 B	減少率 (1 - A/B) × 100	
		%	≥ 3 %

※「売上高」は千円単位で記入、減少率は小数点第2位を四捨五入

## (2) 売掛債権回収困難（チェック欄：□）

取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難（回収困難額： 円）

## (3) 利益率減少（チェック欄：□）

最近3箇月間（算出困難な場合は直近決算期）の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少

申込時点における平均売上総利益率又は平均営業利益率 A	Aの期間に対応する前年同期の平均売上総利益率又は平均営業利益率 B	減少率 B - A	差
%	%	%	≥ 3 %

※率については小数点第2位を四捨五入

確認書類	チェック欄
① 決算書（確定申告書）	□
② 残高試算表	□
③ 売上台帳	□
④ 不渡りとなった手形、小切手等	□
⑤ 月次決算書等	□
⑥ その他（ ）	□
確認方法（○年の決算書と○年の決算書と比較した等、具体的に記入すること）	

## II. 融資期間の延長を受けたい資金（該当資金のチェック欄に印を付けること）

項目	資金名	チェック欄
平成19年度以降に融資された資金	事業資金	<input type="checkbox"/>
	サポート短期資金	<input type="checkbox"/>
	小規模事業資金	<input type="checkbox"/>
	創業資金	<input type="checkbox"/>
	挑戦資金	<input type="checkbox"/>
	経営力強化資金	<input type="checkbox"/>
	セーフティネット資金（市町村認定5号（運転資金））	<input type="checkbox"/>
	セーフティネット資金（市町村認定(上記以外)・激甚災害・危機関連・震災復興・一般）※	<input type="checkbox"/>
	再生資金	<input type="checkbox"/>
	再生資金（感染症対応枠）	<input type="checkbox"/>
	事業承継資金	<input type="checkbox"/>
	観光施設資金	<input type="checkbox"/>
	環境保全資金	<input type="checkbox"/>
	環境保全資金（補助有り）	<input type="checkbox"/>
	障害者雇用推進資金	<input type="checkbox"/>
	事業承継特別資金	<input type="checkbox"/>
	事業継続強化資金	<input type="checkbox"/>
	新型コロナウイルス感染症対応特別資金（危機関連枠・4号枠・5号枠）※	<input type="checkbox"/>
新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金（危機関連枠・4号枠・5号枠・一般枠）※	<input type="checkbox"/>	
ちばSDGsパートナー支援資金	<input type="checkbox"/>	

※セーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症に係る資金については（ ）に○をすること。

期間（変更・延長）の内容	当初融資実行日	年	月	日
	融資期間延長前の最終返済日	年	月	日
	融資期間延長後の最終返済日	年	月	日

### ※金融機関記入欄※

上記のとおり確認しました。

年 月 日

取扱金融機関の長の氏名（支店長名も可）

- 附則第7項延長・・・千葉県中小企業振興資金融資要綱別表の融資期間の欄中に規定する融資期間内において、融資期間の延長をすること
- 附則第9項延長・・・上記の要綱別表に規定する融資期間を超えて1年間（サポート短期資金にあつては6箇月、セーフティネット資金（市町村認定5号）の運転資金にあつては3年）を限度に融資期間を延長すること（ただし、観光施設資金を除く。）
- 以下のいずれかに該当する者は融資期間の延長をすることが出来ないので注意すること。
  - ①更生、再生、破産、特別清算開始の申立てをしている者、手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者、又は支払不能でんさいがあつてから6箇月以内に2回目の支払不能を起し、でんさいの取引停止処分を受けた者
  - ②手形交換所で第一回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
  - ③株式会社全銀電子債権ネットワークで第1回目の支払不能が発生してから、6箇月を経過していない者
  - ④申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が發送されている者
  - ⑤廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者
- 融資期間延長後の償還は割賦償還（不均等償還を含む。）とする。